

高槻市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条第1項の規定による居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関して、法及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令・国土交通省令第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定基準の取扱い)

第2条 規則第10条第2号イ及び規則第13条の規定による居住安定援助賃貸住宅の構造、設備及び賃貸の条件についての取扱いは、高槻市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要綱の別表に基づく構造、設備及び賃貸の条件についての取扱いを準用するものとする。

附 則

この要綱は令和7年10月1日から施行する。